

V. その他精神保健、福祉に関わる地域の公的な相談機関とその被害者支援における役割

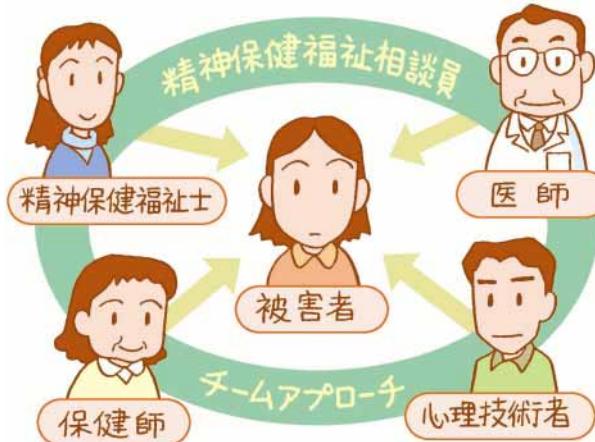
交通事故の被害者が地域で生活する上で福祉や保健などの様々なニーズが発生する。しかし、被害者の多くは、どの機関を利用したらよいのかという情報をもっていない。そこで、交通事故相談の窓口となる機関が精神保健や福祉などの情報を提供することが必要である。

1. 保健所

精神保健福祉法および地域保健法に基づいて、保健所は地域における中心的な行政機関として精神保健福祉活動の中心を担っている。

精神保健福祉センターや市町村、医療機関、社会福祉関係機関、社会復帰施設などを含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障害者の早期治療促進や社会復帰、社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るために諸活動を行っている。

この業務のため任命される精神保健福祉相談員とは、精神保健福祉士に加え医師、保健師、心理技術者などで、チームアプローチが発揮できるような配置となっている。



2. 精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づいた都道府県・政令指定都市における精神保健および精神障害者の福祉に関する総合技術センターとして、地域精神保健福祉活動の中核となる機関である。

精神保健および精神障害者の福祉に関する知識の普及や調査研究、研修活動などとともに、心の問題に関する幅広い精神保健福祉相談を行っている。

3. 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉法に基づいた社会福祉行政の第一線現業機関であり、福祉の総合的相談窓口である。生活保護制度については実施機関であり、常に関連機関との連携による相談援助を行っている。

4. 児童相談所

児童福祉法に基づいて、0歳から18歳の子どもの成長に伴って生じてくる問題、また子どもを中心としたその家庭についての相談に応じ、必要な調査や判定から治療や指導等を行う。

なお、民生委員・児童委員は、地域における福祉事務所・児童相談所の協力者として位置づけられている。

VI. 精神保健福祉関係者への期待と役割

誰もが自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて挑戦する権利、その人らしい生活を営む権利=生活権を持っている。その生活権の基盤となり実現を支えるのが、地域における精神保健福祉活動であると言える。

前に説明したとおり、どの社会資源でも単一機関だけでニーズに対応し役割を完結することはほとんどの場合不可能であり、常に関係機関との連携を図ることが必要とされている。人の生活は環境との相互作用から成り立っており、その環境は常に変化していることから、サービスの利用者と多彩な社会資源との間を有機的に橋渡しする支援者の存在が大変重要である。

第3章に詳しく述べられているように、交通事故の被害にあった人は身体的・精神的に大きな衝撃を受け、喪失体験に伴う理不尽さや無力感に直面している。それは自分の周囲はもちろん社会全体への信頼や安心感が損なわれ、その人が本来持っている自己対処能力が低下している状態といえる。

そのような状態の被害者にとって、精神保健福祉関係者による地域における包括的なかかわりは、なくてはならないものである。被害者の心身の回復と生活の安定とは、車の両輪のようなものだからである。

交通事故被害者にとって、住み慣れた地域での生活を安心して継続できることは、とても重要なことである。周囲の不確かな噂によって、さらに傷つけられることも多く、被害を受けた側であるにもかかわらず社会的にステigma（汚名）を負わされ、さらには住み慣れた地域から転居せざるを得ない状況まで追いつめられることもある。

喪失体験をきっかけに、うつ症状、ひきこもり状態やアルコールなどの嗜癖問題を抱えるようになった人もいる。それは個人のみの問題にとどまらず家族の機